

# 桶川市交通安全対策協議会交付金交付要綱

(令和2年10月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における交通安全上の諸問題について関係機関との連絡を図り、交通の安全と円滑化を推進することを活動目的とする桶川市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、桶川市交通安全対策協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、協議会が行う事務事業とする。

2 交付金の交付対象となる経費（次条において「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の執行に要する経費とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、交付対象経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、規程第3条の申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定したときは、その旨を協議会に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 協議会は、前条の規定により交付金の交付の決定を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、協議会に交付金の全部を概算払により交付する。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により交付金の交付の決定を受けた協議会は、交付対象事業の実績について、事業完了後速やかに、規程第6条第1項第1号の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付金の額を確定したときは、その旨を協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した交付金の額（次条において「確定額」という。）が交付の決定をした額と同額であるときは、同項の規定による通知を省略することができる。

(返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により交付した交付金の額が確定額を超えているときは、その差額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度の交付金から適用する。